

評価対象

事務事業名	芝浦港南地区地域防災力向上	開始年度	昭和 51 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(5) 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める		
施策名	④ 地域防災力の向上		

事業概要

事業の目的	今後30年以内に70%の確率で発生するといわれる首都直下地震に備えて、地域住民、事業所等の地域防災力を向上させることを目的としています。
事業の対象	港区内の防災住民組織、地域防災協議会、町会・自治会、共同住宅の居住者・管理組合・管理事業者が結成した団体、高層住宅の居住者が当該高層住宅ごとに自主的に結成した防災組織等
事業の概要	<p>【防災知識普及・啓発】 区民や事業者に対して、防災知識の普及・啓発を促進するため、出前講座や防災展の実施、イベントへの参加出展を行います。</p> <p>【防災住民組織育成・支援】 防災住民組織、地域防災協議会等の地域団体の自主的な防災活動を支援するため、地域防災訓練の支援、講習会等を開催します。</p> <p>【地域防災アドバイザー派遣】 防災住民組織や地域防災協議会等に対し、防災アドバイザーを1団体につき年5回まで無料で派遣します。</p> <p>【地域防災協議会育成・支援】 地域防災協議会の活動支援及び活動費の一部補助を行います。</p> <p>【高層住宅等の震災対策】 高層住宅の防災対策推進に向け、体制や組織づくり、防災計画の策定、防災講演会・学習会や地域団体との連携希望時に防災アドバイザーを派遣します。</p>
根拠法令等	東京都震災対策条例、港区防災対策基本条例、地域防災協議会の支援に関する要綱、防災住民組織の育成に関する要綱、港区防災アドバイザー派遣要綱

事業の成果

指標	指標1	知識普及・啓発のためのイベント等実施回数			指標2	防災訓練及び防災講座実施回数			指標3	アドバイザー派遣延べ時間数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	10	6	60.0%	平成28年度	42	31	73.8%	平成28年度	192	56	29.2%
平成29年度	10	6	60.0%	平成29年度	42	31	73.8%	平成29年度	120	72	60.0%	
平成30年度	8	—	—	平成30年度	41	—	—	平成30年度	120	—	—	

指標から見た事業の成果
芝浦港南地区では、指標1～2において実績が安定しており、区民の防災に関する関心が強いことがわかりますが、より実績を伸ばす必要があるとも言えます。一方で、アドバイザー派遣では、前年度に比べ実績も増加しました。各地域防災協議会は、それぞれの地域特性を踏まえた活動をしており、地域防災力の向上に寄与しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	5,167	0	0	0	0	0	0	0	5,167	4,278	83%
平成29年度	1,984	0	0	0	0	0	18	0	2,002	1,490	74%
平成30年度	2,158	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
平成29年度から防災関係の小事業を統合したことで、決算状況は一見悪くなっていますが、その原因となるアドバイザー事業等の予算執行率は上昇しています。今後も事業費は現状維持もしくは増加すると考えられます。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	防災住民組織や地域防災協議会への広報活動を行うことで、課題であったアドバイザー派遣延べ時間数等の増加が見られました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	東北や熊本の大地震のほか記録的な豪雨などの自然災害が多発し、区民の防災対策への意識が高まり、事業実施へのニーズは高まっています。また、芝浦港南地区には高層住宅が多いという特性があり、高層住宅向けの防災対策への関心は高いと考えられます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他の自治体でも防災協議会に対する同様の事業を行っています。東京都では東京防災隣組を対象として、防災に関する専門家の派遣制度を行っています。
コスト削減の工夫・余地	区民や消防・警察等含めた関係機関と連携することにより、物品準備や人員派遣の負担を軽減し、さらなるコストの削減を目指します。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	地区内の町会・自治会における防災や災害時の対応等の事業であるため、協働推進課職員と地域住民間の顔の見える関係の構築や、日ごろからの信頼関係の醸成が不可欠であり、区が実施する必要があります。
事業の課題	芝浦港南地区には高層マンションが多いため、地区内残留地区などの意義や、物資の搬出入拠点としての避難所の位置づけなど、より地域の事情に即した防災知識の周知や意識醸成等が必要となります。
次年度へ向けた事務の改善点	アドバイザー派遣事業の実績は増加していますが、申請団体が固定化しているため、協議会等における各種防災事業の周知や港区マンション震災対策ハンドブック等による啓発活動を通して、地域防災力の向上につなげていく必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	大阪府北部地震等の近年の災害発生に伴い、首都直下地震発生への対策等のニーズは高まっています。今後も災害に備え、平常時から区民等と行政が連携し、自助、共助の防災対策を進めることが重要であるため、区が支援を実施する必要があります。
② 事業の効果性	4	防災意識の高揚や防災住民組織の結成などの効果が表れています。
③ 事業の効率性	4	地域自治のあり方として、地域住民主体の活動の支援や防災意識醸成のための普及啓発等の手法は、妥当であるといえます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	今後、発生が予測される首都直下地震に備え、地域住民、事業者等の地域防災力向上を図る必要があります。また、事業の公益性や必要性から今後とも継続するべきです。昨年度に引き続き、防災課において「高層住宅の防災対策に関するアンケート」を実施するので、希望する住宅への防災アドバイザー利用の呼びかけや、事業の周知を行っていきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	芝浦港南地区総合防災訓練	開始年度	平成 18 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(5) 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める		
施策名	4 地域防災力の向上		

事業概要

事業の目的	<p>①「自らの命は自らが守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの自助・共助の防災対策を促進します。</p> <p>②区民の防災意識及び防災行動力の向上を図ります。</p> <p>③区及び関係防災機関相互の協力体制を確立します。</p> <p>④区民及び区内事業所の協力体制を確立します。</p> <p>⑤港区地域防災計画の運用の習熟を図ります。</p>
事業の対象	町会・自治会、事業所、警察署、消防署、関係機関、大使館、地域防災協議会
事業の概要	毎年1回、芝浦・港南・台場の3会場で、区民の防災意識の高揚と防災行動力の向上を目的として、防災関係機関及び地域住民等と連携した総合防災訓練を実施します。
根拠法令等	港区防災対策基本条例、港区地域防災計画、港区総合防災訓練実施要綱

事業の成果

指標	指標1	総合防災訓練への参加者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	5,500	6,077	110.5%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	6,300	5,432	86.2%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	6,100	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成29年度については、3会場中2会場が雨天での実施となったことや、小学校の学校公開として防災訓練を観覧している保護者を参加者としてカウントしないこととしたため、参加者総数は前年度に比べ伸びなかったものの、訓練体験者は遡増しており、地域住民の防災力向上に貢献しています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	5,103	5,103	0	0	0	0	-66	0	5,037	5,022	100%
平成29年度	5,468	5,468	0	0	0	0	-16	0	5,452	5,295	97%
平成30年度	6,748	6,748	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	総合防災訓練への参加者が増えていることや自然災害の多発による防災意識の高まりにより、訓練実施に係る経費が遡増しています。芝浦港南地区は今後も人口が増え続ける見込みであることから、事業費の増加が予想されます。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	高層住宅が多いという地区の特性を踏まえ、マンション向けに特化した訓練項目を追加しました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	芝浦港南地区は高層住宅が多いという特徴があることから、高層住宅向けの防災対策や防災知識の普及啓発に関してさらなる創意工夫が求められると考えます。 また、熊本地震等を背景にペット防災対策についての関心が高まってきています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	区内の他総合支所をはじめ、ほぼ全ての自治体が様々な形で防災訓練を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	防災関連事業者や消防、警察と連携することにより、訓練に使用する物品を関係機関からの貸出等で対応することで低コストで効率的な訓練を目指しています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	港区総合防災訓練実施における訓練会場設営に係る委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	-
事業の課題	地域での自助、共助による防災対策の推進に向け、地域住民の防災意識を向上させる必要があります。そのために、社会情勢を踏まえ、地域住民の関心が高い訓練項目等の検討がより一層求められます。
次年度へ向けた事務の改善点	より多くの訓練参加者を確保するため、地域特性を踏まえ、高層住宅向けの訓練項目や普及啓発を増やすとともに、子ども向けの訓練等を行うなどして、芝浦港南地区の住民が必要とする訓練を検討していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	地域防災力の向上を目指す上では区が主催し地域の防災を担う住民や消防・警察と連携した訓練が必要不可欠で、今後も継続的に実施することが必要です。
② 事業の効果性	4	子どもから大人まで多くの区民が訓練に参加することで地域の防災意識の醸成を図るとともに、区民及び消防、警察、学校等の関係機関が連携して実施することで、災害時の自助・共助・公助体制の構築に寄与しています。
③ 事業の効率性	4	区民及び消防、警察、学校等の関係機関と協働して実施することで、必要最低限のコストで運用することができています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	地域住民の自助・共助の防災意識の高揚のために、区と消防、警察、学校等の関係機関の協力体制を確立し、今後も継続して総合防災訓練を実施する必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	芝浦港南地区生活安全活動推進事業	開始年度	昭和 62 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要

事業の目的	事業の対象団体や所有者、区民等が防犯及び生活安全に関する装置の設置や活動を行った際の経費を助成することにより、防犯思想の普及徹底、地域の明るい環境づくりを推進するほか、建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図り、安全で安心して生活できる居住環境の実現を目指します。
事業の対象	区内防犯協会、区民等及び事業者を構成員とする団体、マンションの管理組合等及び公共住宅等に居住する住民で構成されている団体又は賃貸住宅の所有者、区内に住所を有し、かつ、区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主又はこれに準ずる者、町会、自治会、商店会等
事業の概要	<p>①区内防犯協会が防犯活動や生活安全活動を実施するための経費の一部を助成します。 【補助限度額】1回の申請につき、30万円(1年度内1回)。</p> <p>②区民及び事業者を構成員とする団体が実施する生活安全活動に要する経費の一部を助成します。 【補助限度額】1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限15万円(1年度内1回)。</p> <p>③区内の共同住宅の管理組合等又は所有者が共用部分の防犯対策するための経費の一部を助成します。 【補助限度額】経費の総額の2分の1の額。上限50万円(新たに設置する場合のみ)。</p> <p>④区内に居住し、住民登録をしている世帯主等が居住住宅の防犯対策をするための経費を助成します。 【補助限度額】5千円以上の経費が対象。経費の2分の1の額。上限1万円(1住戸1回)。</p> <p>⑤商店会等が、防犯等を目的として設置する防犯カメラ等整備及び維持管理経費の一部を助成します。 【補助限度額】防犯カメラ等整備費は、1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限1500万円。防犯カメラ等維持管理費は、経費の総額。防犯カメラ1台につき、上限1万5千円。</p>
根拠法令等	港区防犯協会補助金交付要綱、港区安全安心まちづくり補助金交付要綱、港区共同住宅防犯対策助成事業実施要綱、港区住まいの防犯対策助成事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	共同住宅防犯対策助成件数			指標2	住まいの防犯対策助成件数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	2	3	150.0%	平成28年度	20	2	10.0%	平成28年度			
平成29年度	2	1	50.0%	平成29年度	10	6	60.0%	平成29年度				
平成30年度	2	—	—	平成30年度	10	—	—	平成30年度				

指標から見た事業の成果
防犯活動に対する助成により、地域の安全・安心の確保に役立っています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,996	1,996	0	0	0	0	-66	0	1,930	1,504	78%
平成29年度	2,326	2,326	0	0	0	0	0	0	2,326	1,825	78%
平成30年度	2,265	2,265	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
構成員が町会・自治会である防犯協会は、会員数の変動が少なく会費収入がほぼ一定である一方で、多様化する犯罪情勢に対応する必要があることから、平成29年度から補助金額を増額しました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	助成事業を区民により普及させるため、安全美化活動等での広報活動などを行います。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	侵入窃盗罪が増加傾向にあることや、マンションの管理組合から共同住宅防犯対策助成事業等の問い合わせが増えていることから、区民ニーズは高いと考えられます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他自治体でも同様の事業を行っています。
コスト削減の工夫・余地	補助金交付における事務を通じて、適正な支出に努めています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	港区共同住宅防犯対策助成事業防犯診断業務委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	各防犯対策助成事業を更に区民へ周知するため、効果的な方法の検討が必要です。また、防犯カメラ整備等の規模の大きな補助金についても周知を図る必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	区民の安全・安心を更に推進していくため、安全美化活動等で普及活動を行うなど、住民等への周知に努めます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	区民の犯罪防止・防犯対策に対する関心は高まっており、今後も安全・安心なまちづくりのため、事業を継続していく必要があります。
② 事業の効果性	4	関係機関や地域住民等が協力して防犯活動を行うことや、共同住宅・個人住宅の防犯対策を推進することで、地域の安全・安心の向上を効果的に実施しています。
③ 事業の効率性	4	助成制度の内容や手続き方法を丁寧にわかりやすく、かつ、広く周知することで、区民の関心を高め、効率よく事業を進めます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	事業は効率的・効果的に実施されており、今後も区民の安全・安心の確保のため、継続していく必要があります。

評価対象			
事務事業名	芝浦港南地区みなとタバコルール推進	開始年度	平成 9 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(10) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例で規定する「みなとタバコルール」に基づき、公共の場所での喫煙による迷惑の防止の取組を推進するとともに、喫煙者のマナーやモラルが定着するよう周知・啓発を行い、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする環境の実現を図ります。
事業の対象	区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者及び区内事業者等
事業の概要	<p>みなとタバコルールを周知及び浸透させるため、以下の取組を行っています。</p> <p>(1) 芝浦港南地区管内におけるタバコに係る苦情・相談対応</p> <p>(2) みなとタバコルールの周知・啓発</p> <p>○区民、事業者等の地域の皆さんと協働及び連携し、みなとタバコルールの啓発と環境美化のキャンペーン活動を実施</p> <p>○区内駅周辺等を中心に、路上・歩行喫煙の禁止についての路面シール、ポスター等を設置</p> <p>(3) 巡回啓発員による路上・歩行喫煙者への指導・啓発の実施</p> <p>(4) 芝浦港南地区管内の指定喫煙場所の整備・管理、環境改善</p> <p>(5) 指定喫煙場所の清掃</p>
根拠法令等	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、港区指定喫煙場所の設置等に関する要綱、港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例に基づく勧告及び公表に関する要綱等

事業の成果												
指標	指標1	苦情相談件数			指標2	指定喫煙場所設置数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
		平成28年度	60	80	133.3%	平成28年度	9	13	144.4%	平成28年度		
	平成29年度	80	103	128.8%	平成29年度	14	23	164.3%	平成29年度			
	平成30年度	110	—	—	平成30年度	25	—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	新たな指定喫煙場所を9か所設置（芝浦SECビル1階指定喫煙場所（ファミリーマート田町東口店内）、オアーゼ芝浦MJビル1階指定喫煙場所、浜松町ビルディング店舗棟屋上指定喫煙場所、お台場海浜公園公園内指定来喫煙場所①～⑤、イケダヤ品川ビル1階指定場所（セブンイレブン港区港南2丁目店内））											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	38,116	38,116	0	0	0	0	-448	0	37,668	37,272	99%
平成29年度	42,618	42,618	0	0	0	0	-1,205	0	41,413	40,683	98%
平成30年度	40,333	40,333	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	事業実施に必要な予算確保及び適正な執行ができています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	日本たばこ産業(株)や民間施設と調整を図りながら、新たな場所の確保に努め、区が主体的かつ積極的に指定喫煙場所を増設していくとともに、効果的な普及啓発方法を検討していきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	指定喫煙場所からの副流煙流出等対策の強化や、路上喫煙防止等喫煙マナーの徹底が望まれています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	各区によって異なります。なお、新宿区など駅前に屋内喫煙所を設け、受動喫煙の防止を図っている自治体もあります。
コスト削減の工夫・余地	指定喫煙場所を設置するための場所選定が課題ですが、主要駅周辺の開発等にあわせ、開発事業者等の協力を得ながら新たな指定喫煙場所の設置を推進します。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	指定喫煙場所清掃等業務
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	屋外の指定喫煙場所からの副流煙流出等が課題となっており、パーティションの見直しや改修等対策を検討する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	公共の場所での喫煙による迷惑の防止の取組を効果的に推進するため、区が主体的かつ積極的に取り組むため、指定喫煙場所を増設していくとともに、効果的な普及啓発方法を検討します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	「みなとタバコルール」の普及啓発等の取組により、一定程度の効果をあげていますが、苦情件数は増加傾向にあるなど、継続した取組が必要です。
② 事業の効果性	4	キャンペーンをはじめとした啓発活動を実施したことにより「みなとタバコルール」が認識され、指定喫煙場所以外での路上喫煙の苦情件数が減少するなど、区民意識の向上につながっています。
③ 事業の効率性	4	安全美化協議会や企業と連携した周知啓発運動の実施により、コストを抑えた啓発活動を効率的に実施しています。今後、啓発方法等についてさらなる効率化をめざし事業を推進していきます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	「みなとタバコルール」の目標に向けて、区民や事業者等と協働し、周知啓発、指定喫煙場所の設置を推進することで、環境美化、受動喫煙対策を推進する活動を継続していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	芝浦港南地区環境美化啓発	開始年度	平成 10 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(10) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要

事業の目的	区、区民等及び事業者が連携・協働し、地域環境美化のための取組を行い、良好な環境づくりを目指します。
事業の対象	在住者、在勤者、在学者、事業者等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃用具の貸し出し (個人、団体、事業者等が行う清掃活動に必要な用具の貸し出し) ○みなとタバコルール等、環境美化に係る啓発用プレート等の作成と設置 (老朽化した啓発プレート等の取替、啓発を強化する場所等への新規設置) ○環境美化推進員の委嘱 ○キャンペーン事業等の実施
根拠法令等	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、同施行規則 港区環境美化推進員運営要綱、港区道路美化協力員制度実施要綱

事業の成果

指標	指標1	環境美化推進員登録団体数			指標2	環境美化推進員登録人数			指標3	清掃用具貸出回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	13	10	76.9%	平成28年度	200	108	54.0%	平成28年度	43	30	69.8%
平成29年度	11	9	81.8%	平成29年度	110	109	99.1%	平成29年度	43	34	79.1%	
平成30年度	10	—	—	平成30年度	110	—	—	平成30年度	43	—	—	

指標から見た事業の成果 環境美化推進委員となっていない団体からの清掃活動も増えているなど、清掃用具貸出回数は年々増加傾向にあり、地域の環境美化や、区民や事業者の意識向上に貢献しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	216	216	0	0	0	0	0	0	216	216	100%
平成29年度	210	210	0	0	0	0	0	0	210	209	100%
平成30年度	210	210	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 事業実施に必要な予算確保及び適正な執行ができています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	より多くの区民等と協働した周知啓発運動を実施することにより、引き続き環境美化活動に適正に取り組めます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	環境美化推進員への登録人数は減少傾向にありますが、登録していない団体からの清掃用具貸出件数が増加傾向にあるなど、区民ニーズは高い状況です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他自治体でも同様な環境美化活動が行われています。
コスト削減の工夫・余地	地域と協働した清掃活動等の実施にあわせ、新たに地区内に転入してきた区民や事業者に対して、積極的に周知啓発を行うことで、区民等の環境美化意識の向上や、広範囲での環境美化活動が期待できます。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	環境美化推進員の委嘱等は区が主体となって行うべきものであり、アウトソーシングには適しません。
事業の課題	環境美化推進員への登録については、従来、町会・自治会の登録が主でしたが、近年は事業者の登録が増加しています。地域の環境美化活動の一層の活性化へ向けて、区民・事業者に対する事業の周知に努めていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	さらなる環境美化の取組を推進するため、地区内に増加傾向にある新規転入者や事業者に対する事業の周知を強化します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	清掃用具の貸出回数が増加していることから、地域の環境美化に対する意識は高く、今後も継続して実施する必要があります。
② 事業の効果性	4	環境美化推進員には事業者や個人等が委嘱されており、清掃用具の貸出対象についても同様であることから、区民や事業者、行政が一丸となって環境の美化に取り組んでいると言えます。
③ 事業の効率性	4	経費負担は妥当かつ効率的な範囲です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	地域の環境美化への区民や事業者の意識は非常に高く、引き続き事業を実施する必要があります。

評価対象

事務事業名	芝浦港南地区環境改善	開始年度	平成 13 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(10) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要

事業の目的	カラスによる被害から区民の安全を守り、区民が快適に生活することができる環境を整えることを目的とします。
事業の対象	芝浦港南地区管内の民地、私道で緊急対応が必要な区民等
事業の概要	芝浦港南地区管内の民地や私道で緊急対応が必要な場合に、カラスの巣等の撤去業務を行います。 ①カラスの巣の撤去 ②落下したカラスのヒナの回収処分 ③落下したカラスの成鳥の回収処分
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

事業の成果

指標	指標1	カラスの被害苦情件数			指標2	カラスの巣撤去件数			指標3	カラス(ヒナ)回収件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	12	14	116.7%	平成28年度	4	0	0.0%	平成28年度	4	0	0.0%
平成29年度	12	16	133.3%	平成29年度	4	0	0.0%	平成29年度	4	0	0.0%	
平成30年度	12	—	—	平成30年度	4	—	—	平成30年度	4	—	—	

指標から見た事業の成果
被害苦情件数が増えているため、まちづくり課と連携し樹木の剪定を進めることで、巣を作りづらい環境を整備していく必要があります。また、寄せられる苦情の大半を占める私有地での営巣を敷地管理者が対応していることや、区有地であっても、まちづくり課で契約をしている街路樹管理委託によって対応しているため、カラスの巣の撤去やヒナ回収数の実績は0件となっています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	65	65	0	0	0	0	0	0	65	0	0%
平成29年度	33	33	0	0	0	0	0	0	33	0	0%
平成30年度	29	29	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
敷地管理者の協力やまちづくり課が契約している街路樹管理委託による対応により、コストを削減し、適正に事業を実施しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	昨年度被害のあった箇所について、関係機関と連携し樹木の剪定等を行うことで被害を軽減しました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	カラスの人的被害防止に対する区民ニーズが一定程度あります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区においても同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	まちづくり課や敷地管理者等の協力を得るとともに、単価契約という手法を取り実績に応じた予算執行をしています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	カラスの巣の撤去や落下したカラスのヒナや成鳥の回収処分
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	芝浦港南地区では高層ビルや高層マンションが多く立地しており、その公開空地上に植樹されている樹木にカラス等が営巣する機会が多く見受けられます。私有地に営巣された巣は敷地管理者の対応になるため、撤去等に関する対応の手順を丁寧に説明することで、協力を要請する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	地区の特性から委託による撤去は多くありませんが、積極的に敷地管理者への協力をあおぐことで、区内の安全を確保していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	カラスに対する苦情の件数は一定程度存在し、カラスに襲われたという区民の方もいることから安心・安全のために必要です。
② 事業の効果性	4	区民の要望に対応することで、その方々の不安や心配を解消できる事業であることから、安心・安全に寄与しています。
③ 事業の効率性	4	事業の実態に見合った単価契約での契約を行っており、事業の実施手段は効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	芝浦港南地区においては、戸建住宅が少ないことから委託による撤去・回収の実績は少ないですが、カラス被害が区民生活に与える影響は大きく、区民の安全・安心の確保のため、引き続き事業を実施する必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	芝浦港南地区生活安全・環境美化活動推進事業	開始年度	平成 16 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる		
政策名	(11) 多様なコミュニティの形成を支援する		
施策名	① コミュニティ活動に取り組む多様な主体への支援		

事業概要

事業の目的	区民、在勤者、在学者、町会・自治会等の地域団体、企業、関係機関等との連携により、地域の防犯・交通安全等の取組のほか、環境美化推進の取組を通じ、安全で安心して気持ちよく暮らすことができるまちづくりをめざします。
事業の対象	区民、在勤者、在学者、自治会・町会等地域団体、企業、関係機関等
事業の概要	<p>1 芝浦港南地区の生活安全と環境を守る協議会の運営 安全で安心できる港区にする条例第11条第2項を根拠に設置されている「芝浦港南地区安全・美化協議会」を運営します。 【芝浦港南地区安全・美化協議会】 目的：芝浦港南地区における生活安全及び環境美化活動の推進 構成：芝浦港南地区の町会・自治会、商店会、その他目的に賛同する企業、団体等 活動：芝浦港南地区の安全を脅かす課題の解決策を検討し、生活安全、環境美化等に関する活動を展開</p> <p>2 各種活動支援 地域の実情に応じた生活安全及び環境美化に関するキャンペーンの共催、自主パトロールへの参加等により活動を支援します。</p>
根拠法令等	安全で安心できる港区にする条例、同規則、港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、同施行規則

事業の成果

指標	指標1	活動回数（パトロール含む）			指標2	協議会等が実施する活動参加延人数			指標3	協議会等開催回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	6	6	100.0%	平成28年度	500	758	151.6%	平成28年度	3	3	100.0%
平成29年度	6	5	83.3%	平成29年度	500	754	150.8%	平成29年度	3	3	100.0%	
平成30年度	6	—	—	平成30年度	760	—	—	平成30年度	3	—	—	

指標から見た事業の成果
地域の実情や課題を踏まえ、キャンペーンではより効果的な活動区域等を協議しています。年間を通じて、キャンペーン等活動支援を実施することにより、地域の生活安全・環境美化意識の向上や住みやすい地域づくりに寄与しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	841	841	0	0	0	0	0	0	841	840	100%
平成29年度	842	842	0	0	0	0	76	0	918	917	100%
平成30年度	842	842	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
事業実施に当たり参加者数を事前に把握することで、適正な記念品個数を購入することができています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	安全で安心して気持ちよく暮らすことができるまちづくりに向け、引き続き取組を推進します。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	地域の生活安全・環境美化意識をより向上させるため、地域住民だけでなく事業者も活動へ参加してほしいという要望があります。また、事業者方も地域貢献へのニーズがあることから、事業実施時には各地域の事業者へ連絡支援を行っています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他自治体でも同様の協議会が設置されています。ただし、協議会の形態については、生活安全と環境美化が独立している等の違いがあります。
コスト削減の工夫・余地	キャンペーンを実施する際には、町会・自治会や事業者、これまで参加いただいた個人・団体にキャンペーンの案内とともに出欠確認票を送付し、事前に参加者数を把握するなど、必要物品の適正確保に努めています。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	地域との貴重な交流の場となるため、アウトソーシングの余地はありません。
事業の課題	活動参加者を一層増やすため、町会・自治会や事業者等への広報・周知を継続する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	広報の手法の検討が必要です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	町会・自治会と事業者・関係機関等の連携による、地域主体の環境美化・生活安全対策を進めるため、引き続き区から事業支援を継続する必要があります。
② 事業の効果性	4	地域住民や関係機関等が協力して防犯活動を行うことにより、安全で安心して気持ちよく暮らすことのできるまちづくりに効果を発揮しています。
③ 事業の効率性	4	キャンペーン等の周知を広く行うことで、参加者数の増加につなげるとともに、効率よく生活安全・環境美化活動を実施します。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	平成28年度から継続的に総合支所管内の事業者へ活動内容を周知し各キャンペーンへの参加・協力を呼びかけた結果、事業者の参加者が増加しています。今後も事業の周知を進めることで、地域主体の活動をさらに定着・継続させていきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	芝浦港南地区地域情報の発信	開始年度	平成 18 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課地区政策担当	種別	—
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる		
政策名	(11) 多様なコミュニティの形成を支援する		
施策名	② コミュニティの担い手となる人材・組織への支援		

事業概要

事業の目的	地域の活動・取組や、地域に伝えられてきた伝統・文化などを発掘・紹介し、地域情報の共有を図り、あらためて地域を考える契機を提供することを目的とします。
事業の対象	芝浦港南地区在住・在学・在勤者・来街者
事業の概要	<p>・地区情報誌の発行 公募により参加した区民編集委員が、年間12回程度編集会議を開催し、地区情報誌の企画、編集を行います。また、編集委員が取材や原稿作成を行い、地区情報誌「べいあっぷ」（冊子型12ページ）を年間4回発行しています。</p> <p>地区情報誌は、芝浦港南地区内戸別配布と、駅、町会や区有施設等への設置を実施しています。また区ホームページにデータ化した地区情報誌を掲載し、情報の発信を行っています。</p> <p>・品川駅港南口ふれあい広場電光掲示板における情報の発信 平常時には、防災、防犯、交通安全、環境美化に関する地域情報や区からのお知らせを掲出します。また、電光掲示板に受信装置を併設することで、災害時等に消防庁が発信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を受信し、自動発信します。</p>
根拠法令等	港区芝浦港南地区総合支所区民参画組織港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト設置要綱

事業の成果

指標	指標1	地区情報誌の発行回数			指標2	地区情報誌の発行部数(各号)			指標3	地域情報誌の配布箇所数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	4	4	100.0%	平成28年度	30,500	30,500	100.0%	平成28年度	101	101	100.0%
平成29年度	4	4	100.0%	平成29年度	30,800	30,800	100.0%	平成29年度	101	102	101.0%	
平成30年度	4	—	—	平成30年度	30,800	—	—	平成30年度	102	—	—	

指標から見た事業の成果
 地区情報誌「べいあっぷ」は、平成29年度までに計47回発行し、区民等の認知度も高まっています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	5,777	5,777	0	0	0	0	0	0	5,777	4,876	84%
平成29年度	5,516	5,516	0	0	0	0	-12	0	5,504	4,663	85%
平成30年度	5,515	5,515	0	0	0	0	0	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 入札の関係で決算状況は一見悪くなっていますが、誌面作成にあたり記事の固定化が懸念されているため、今後は委託事業費を計上して誌面等の改善をする予定です。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	区民・在勤者・在学者・来街者へイベント等の情報発信を引き続き効率的・効果的に取組みます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	地域の魅力である水辺環境や子育てに関する情報等、地域特性を踏まえた特集ページを設けるなど、地域住民のニーズに応じた誌面作りに取り組んでいます。新規転入者が地区情報誌を見て区民編集委員に加わったこともあり、新旧住民の交流のきっかけにもつながっています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	地区情報誌の発行において、区内では5地区で同事業を実施しています。他区においては全区的な広報紙を発行していますが、地区ごとの情報誌発行事例はありません。
コスト削減の工夫・余地	地区情報誌の印刷業務を競争入札により契約するとともに、戸別配付を単価契約でシルバー人材センターに委託し、実績分のみを支払とすることでコスト削減を図っています。また、冊数の余剰を多く発生させないためにも発行部数も前年の実績に基づき修正しています。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	他支所の事業手法を参考にするなど検討します。
事業の課題	発行時期が限られているため、イベントの開催報告など事後報告の記事がやや多くなっています。今後は、地域イベントの告知など周知に一層力を入れていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	区民編集委員の意見を尊重し、委託要望があれば他支所の事業手法を参考にするなどして検討します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	地区情報誌「べいあっぷ」は芝浦港南地区の人々にあまねく行き渡る戸別配付方式であるため、地域情報を定期的に伝える手段として、継続実施する必要があります。
② 事業の効果性	4	芝浦港南地区在住・在勤・在学者及び来街者に対し地域情報を的確に伝えるために有効なツールの一つです。
③ 事業の効率性	4	紙媒体を読まない人々に対しても、区ホームページから地区情報誌のPDFデータを閲覧できるように工夫して事業を実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	地区情報誌「べいあっぷ」の発行は、地域への関心や愛着を深め、コミュニケーションの活性化を図ることを目的とした区民参画事業として、必要性が高い事業です。事業を開始した平成18年度以降、継続して発行しており、区民編集委員に新たなメンバーも加わり、芝浦港南地区に根付いた地区情報誌となっていることから、今後も更なる誌面の充実、効果的な情報発信を図り、継続して実施していく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	芝浦港南地区地区組織活動助成	開始年度	平成 17 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(17) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する		
施策名	① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		

事業概要

事業の目的	青少年の健全育成に貢献する母の会の活動に対し、事業の実施に伴う経費を助成することにより、母の会の育成を図ります。
事業の対象	芝浦港南地区管内の母の会（三田母の会）
事業の概要	母の会が青少年の健全育成に資する活動を実施するための経費等を助成します。 【補助対象経費】 ①活動指導者謝礼 ②研修会、講習会等実施に伴う講師謝礼 ③青少年育成事業に係る消耗品等
根拠法令等	母の会に対する助成要綱

事業の成果

指標	指標1	助成団体			指標2	実施事業数			指標3	実施事業における青少年参加者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	55	59	107.3%
平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	55	56	101.8%	
平成30年度	1	—	—	平成30年度	1	—	—	平成30年度	70	—	—	

指標から見た事業の成果
母の会の実施事業である「少年柔剣道錬成大会」は、例年一定の参加者数を確保できています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	44	44	0	0	0	0	0	0	44	6	14%
平成29年度	31	31	0	0	0	0	0	0	31	6	21%
平成30年度	7	7	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
平成28年度、29年度は「少年柔剣道錬成大会」の際に飲料を提供しており、それ以外の活動については要望がないため、30年度は飲料代のみ予算計上しています。今後、支援方法等を検討していく必要があります。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	今後も母の会の活動に則した適切な助成に努めてまいります。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	青少年の健全育成に寄与する活動であり、区民ニーズがあると考えられます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	母の会に対する助成事業は、他の自治体でも実施されています。(助成方法、補助額等は自治体により異なります。)
コスト削減の工夫・余地	母の会の要望を把握することで、効果的、効率的な支援を行います。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	区が主体的に支援していく必要があります。
事業の課題	警察署と連携し、母の会の活動自体を活性化する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	母の会の年間活動計画を参考にし、更なる助成制度活用の余地がないか確認します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	母の会は区の事業にも積極的に関わっており、青少年の健全育成を推進するため、今後も事業を継続する必要があります。
② 事業の効果性	4	青少年を犯罪から守るためには、地域ぐるみの対策が必要であるため、地域で精力的に活動している母の会に対し、当該団体の要望を踏まえた支援を実施する本事業は、青少年の健全育成の推進に一定程度寄与していると考えられます。
③ 事業の効率性	4	母の会からの要望を踏まえ、適宜対応していきます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	芝浦港南地区総合支所管内の母の会は、青少年の健全育成に貢献しており、今後も引き続き活動支援を進めていく必要があります。支援方法についても、活動団体の実状にあわせて効果的な方法を検討します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 100

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	芝浦港南地区老人クラブ助成	開始年度	昭和 55 年度
所属	芝浦港南地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	芝浦港南地区総合支所協働推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	① 心豊かに充実した生活の支援		

事業概要

事業の目的	港区内の老人クラブの行う活動を助成し、高齢期の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的とします。
事業の対象	芝浦港南地区内の老人クラブ
事業の概要	芝浦港南地区内の老人クラブが活動を実施するための経費の一部を助成します。 【助成金の基準】 正会員の人数によって助成金の額を決定します。 【助成対象経費】 老人クラブの活動の内、①社会奉仕活動②健康を進める活動③いきがいを高める活動④その他の社会活動（助成金の対象外経費 ①交際費②酒類等の食料費③その他不相当と認める活動） 【事務手続】 老人クラブからの申請、活動報告に基づき、助成金の交付決定及び支出等を行います。
根拠法令等	老人福祉法 港区老人クラブ活動助成要綱

事業の成果

指標	指標1	老人クラブ数			指標2	老人クラブ会員数			指標3	老人クラブ活動回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	12	12	100.0%	平成28年度	561	550	98.0%	平成28年度	3,700	3,320	89.7%
	平成29年度	13	13	100.0%	平成29年度	550	595	108.2%	平成29年度	3,400	3,103	89.7%
	平成30年度	13	—	—	平成30年度	595	—	—	平成30年度	3,400	—	—
指標から見た事業の成果	団体数・会員数が増加するなど、老人クラブの活動継続に寄与しており、高齢者のいきがづくりや地域における活動促進につながっています。対して、老人クラブ活動回数が減少していることから、各老人クラブの活性化が求められます。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	3,939	3,939	0	0	0	0	0	0	3,939	3,862	98%
平成29年度	4,272	4,272	0	0	0	0	0	0	4,272	4,073	95%
平成30年度	4,215	4,215	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	団体数が増えたことで、支出が増加しています。各老人クラブとも助成金を活用しており、高齢者がより健康でいきがいをもちながら生活し、継続的な社会参加することに繋がっています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	高齢社会の中、高齢者がより健康でいきがいを持って生活し、継続的な社会参加を促すため、引き続き、事業を継続します。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	活動に参加する会員が固定しつつあるため、新規会員の加入促進や、活動拠点となる場所の確保に関するニーズがあります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区においても、運営費の助成を行っていますが、助成金額については各区によって異なります。
コスト削減の余地	老人クラブの助成については、老人福祉法第13条第2項の規定に基づき定められた港区老人クラブ活動助成要綱の中で助成対象やその額が定められており、コスト削減の余地はありません。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	助成金申請に対する審査等機械的・定型的作業を外部委託する余地はありますが、コストの削減は期待できません。
事業の課題	老人クラブ内で役員の引き受け手が少なく、後継者も不足しており、活動を活発にするために、常に新規会員の老人クラブへの加入を促進していく必要性があります。
次年度へ向けた事務の改善点	各老人クラブから補助金等の書類作成について煩雑であると意見が出ており、老人クラブ側の負担軽減を図る必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	老人福祉法第13条第2項でに基づき定められた港区老人クラブ活動助成要綱の中で助成金について定められているため、継続の必要性があります。
② 事業の効果性	4	高齢者がより健康でいきがいを持って生活し、継続的な社会参加することに繋がっています。
③ 事業の効率性	4	法令及び例規に基づき執行しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	老人福祉法第13条第2項で地方公共団体は老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。と規定されています。また、それに基づく港区老人クラブ活動助成要綱で助成金について定められており、継続の必要性があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	